

資料3

川間駅北口周辺・南口周辺の重点区域指定について

1 重点区域指定について

野田市では、「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」により、市内全域の公共の場所において以下の行為が禁止されています。

【禁止行為】

- ①路上等喫煙すること。
- ②ポイ捨てをすること。
- ③飼い犬等の排せつ物等を放置すること。
- ④落書きをすること。
- ⑤置き看板、のぼり旗、はり札等を放置すること。

また、路上等喫煙、ポイ捨て等の禁止を重点的に推進する必要がある区域を「重点区域」に指定することができ、重点区域での違反行為に対しては罰則規定が設けられています（過料2,000円）。

現在、梅郷駅東口・西口周辺を重点区域に指定していますが、市では、新たに川間駅北口・南口周辺を重点区域に指定したいと考えています。

指定日は令和8年4月1日を予定しています。

2 重点区域指定後のパトロールについて

現在、重点区域に指定している梅郷駅東口・西口周辺では、防犯推進員によるパトロールを実施していますが、川間駅北口・南口周辺の指定後は、当該区域においてもパトロールを実施する予定です。

<参考> 梅郷駅東口・西口のパトロール状況

①巡回体制

防犯推進員1人が、東口・西口を交互に実施

②時間

平日の朝又は夕方

3 地区における活動について

地区的不法投棄防止啓発キャンペーンを、重点区域パトロールも兼ねて実施していただこうよう、ご協力をお願いいたします。

川間駅北口・南口 重点区域指定(案)

